

議会運営委員会

日 時 令和5年9月28日(木)

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 令和5年9月島田市議会定例会について

(1) 委員長報告後の議案の取扱いについて 資料1

(2) 追加を予定しているもの

【当局側の事項】

ア 報告第19号 専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)

イ 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

ウ 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

エ 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【議会側の事項】

オ 議員派遣について 資料2

カ 議会閉会中の継続審査・調査について

(3) 追加議案等の取扱いについて 資料1

4 市当局への「提言書」の提出について

5 次回の定例会(令和5年11月)の予定について 資料3

6 次回の議会運営委員会について

・日 時 令和5年11月8日(水) 午前9時30分～

・議 題 令和5年11月定例会の会期幅について など

7 その他

(1) 健康保険証の存続を求める意見書(案)の取扱いについて 資料4

- (2) 新議場における議席について 資料5
- (3) 議会規則の改正案の審議結果について
 - ア 島田市議会事務局処務規則（一部改正） 資料6
 - イ 島田市議会公印規則（全部改正） 資料7
 - ウ 島田市議会傍聴規則（一部改正） 資料8
- (4) 島田市議会の適正な議員報酬の調査研究について 資料9

8 閉 会

1 議案の取扱い

該当があるもの=○、該当がないもの=●

議案番号	件名	委員長報告に対する質疑	討論	採決			
				簡易	起立		
1 認定第1号	令和4年度島田市一般会計決算の認定について	○	○		○		
2 認定第2号	令和4年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	○	○	○	○		
3 認定第3号	令和4年度島田市土地取得事業特別会計決算の認定について		●		○		
4 認定第4号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計決算の認定について						
5 認定第5号	令和4年度島田市介護保険事業特別会計決算の認定について						
6 認定第6号	令和4年度島田市介護サービス事業特別会計決算の認定について						
7 認定第7号	令和4年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について					○	○
8 議案第97号	令和4年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について					○	●
9 認定第8号	令和4年度島田市水道事業会計決算の認定について						
10 認定第9号	令和4年度島田市病院事業会計決算の認定について						
11 認定第10号	令和4年度島田市公共下水道事業会計決算の認定について						
12 議案第89号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第7号）	○	○		○		
13 議案第90号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○		
14 議案第91号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		○		○		
15 議案第92号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）		●		○		
16 議案第93号	令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）						
17 議案第94号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について	○	○		○		
18 議案第95号	工事請負契約について	○	●	○			
19 議案第96号	財産の取得について						
20 議案第98号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第8号）	○	●	○			
21 議案第99号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	○	●	○			

2 追加を予定しているもの

【当局側の事項】

- (1) 報告第19号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- (2) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (3) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (4) 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【議会側の事項】

- (5) 議員派遣について
- (6) 議会閉会中の継続審査・調査について

3 追加議案の取扱い（流れ）について

※議案第99号採決終了後



《当局側事項》

- 報告第19号、諮問第2号～諮問第4号の4件を一括議題
議案上程・・・提案理由の説明（市長）



【休憩】・・・質疑の通告の受付

資料要求がなかった場合

資料要求があった場合

↓
[※ 議会運営委員会の開催]

↓
《再開》

↓
資料要求についてを「日程追加」・議題

↓
資料要求についてを採決

↓
可決

↓
【休憩】（資料配付）

《再開》 ←

↓
報告第19号に対する質疑 → 地方自治法第180条第2項の規定により終了
諮問第2号～諮問第4号に対する質疑 → 委員会付託省略

↓
【休憩】・・・討論の通告の受付

《再開》

↓
諮問第2号～諮問第4号の3件（人事案件）に対する討論 → 採決（注）参照

（注）討論の有無により次のとおり対応

- ・ 3件とも討論がない場合
→ 3件を一括して 簡易採決
- ・ 3件のうち、いずれかにおいて討論がある場合
→ 討論の有無に従い、区分して採決（討論：無 → 簡易採決、有 → 起立採決）

《議会側事項》

- 議員派遣について
議長発議 → 採決
- 議会閉会中の継続審査・調査について
総務生活常任委員会、厚生教育常任委員会、経済建設常任委員会、議会運営委員会
議長発議 → 採決

↓
閉会の宣告

↓
※提言書の手交式

↓
※議会報告会会場別打合せ

↓
※新庁舎におけるセキュリティ機能の説明会

↓
※会派代表者会議

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び島田市議会会議規則第 85 条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 令和 5 年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会議員研修会
 - (1) 派遣目的 令和 5 年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会議員研修会出席
 - (2) 派遣場所 焼津市
 - (3) 派遣期間 令和 5 年 10 月 24 日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 2 令和 5 年度第 2 回議会報告会
 - (1) 派遣目的 議会報告会・市民との意見報告会出席
 - (2) 派遣場所 島田市
 - (3) 派遣期間 令和 5 年 11 月 4 日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 3 島田市議会議員研修会
 - (1) 派遣目的 島田市議会議員研修会出席
 - (2) 派遣場所 島田市
 - (3) 派遣期間 令和 5 年 11 月 22 日
 - (4) 派遣議員 全議員

令和5年11月島田市議会定例会日程(案)

資料 3

月日	曜日	会議内容	備考
11月8日	水	議会運営委員会 午前9時30分～	
11月15日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(11/14予定)、議案送付
11月17日	金		諸般通告締切:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
11月21日	火		一般質問通告締切:午後3時
11月22日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
11月23日	木	休会(勤労感謝の日)	
11月24日	金	休会	
11月25日	土	休会	
11月26日	日	休会	
11月27日	月	休会	
11月28日	火	休会	
11月29日	水	休会	
11月30日	木	休会	議案質疑通告締切:午後3時
12月1日	金	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
12月2日	土	休会	
12月3日	日	休会	
12月4日	月	【本会議(一般質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時～)	
12月5日	火	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
12月6日	水	休会	
12月7日	木	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
12月8日	金	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、 予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(12月11日 午後)で対応。
12月9日	土	休会	
12月10日	日	休会	
12月11日	月	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、 分科会,常任委員会予備日 午後)	※時間内に終了しない場合は、予備日(12月11日 午後)で対応。
12月12日	火	休会	
12月13日	水	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切:午後3時
12月14日	木	休会	
12月15日	金	休会	
12月16日	土	休会	
12月17日	日	休会	
12月18日	月	休会	
12月19日	火	休会	
12月20日	水	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
12月21日	木	【本会議(最終日)】午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付)→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	
		30日間	

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

資料 4

意見書検討結果表

No.	案件名	清流の風	島和の会	輝く島田	島田市民会議	創造島田	日本共産党 島田市議団	緑風しまだ	青山 真虎	横山 香理	八木 伸雄	採択	不採択	継続
1	健康保険証の存続を求める意見書(案)	不採択	継続	不採択	採択	不採択	採択	継続	採択	継続	継続	3 (5)	3 (8)	4 (7)

【内容に対する意見】

●清流の風

マイナンバー制度は行政手続を効率化することで、国民の利便性を高めることを目的に、これまでは管轄の省庁ごとに別々に管理・運用されてきた社会保障や税、さらに災害時の必要書類の確認などに関わる行政が保有する個人情報をもとめて管理できる仕組みとして導入されました。またそうした中、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」制度に関しては、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化する法案が成立しています。

ただ、同制度をめぐっては、個人情報をひも付ける際の誤登録等をはじめ様々なトラブルが起きていることから、国民や医療機関等において不安を抱えている現状があり、本市議会においても今回、健康保険証の存続を求める意見書が提出されています。

一方、マイナ保険証制度は、発行の手間が軽減されること、偽造が難しいこと、医療機関が本人同意のもとに投薬履歴や健康診断の履歴を引き出すことができるなど、国民の利便性を高めるさまざまなメリットや行政手続きの効率化等が期待されています。こうした効果を充分得るためには、デジタルとアナログが混在する制度設計とするよりもデジタル1本にまとめる方がよいと考えます。

そうしたことから、本制度をめぐる国民や医療機関等における不安解消へ向けては、健康保険証の存続という対応よりも別の手法を用いて取り組むことがよいと考えることから、同意見書を不採

●島和の会

マイナンバーカードを持ちたくない人がいることも事実であり、普及率も約7割である。健康保険証を廃止するのはまだ早い。

一方、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを進めることは国として決定している。このため、この意見書について現時点で採択・不採択の判断を行うことは難しい。

●輝く島田

マイナ保険証により、通院等の受付時、顔認証で受付が自動化されたり、正確なデータに基づく診療・薬の処方を受けることができる。また、医療費の支払い時、限度額以上の場合の一時払いが不要になる。国民の様々な利便性を考えたとき、今立ち止まるのではなく、しっかり点検を行い、前へ進めるものとする。

マイナンバーカードを希望しない人にも最長5年間「資格証明書」が発行される。しかし、マイナ保険証の効果は無い。この間にしっかり点検し、全国民がこのカードの効果で便利になることを説明し、前へ進めるべきである。

よって、今回の意見書は、不採択とすべきである。

●創造島田

現在のマイナンバーカードへの統合については、処理上のヒューマンエラー的な点を中心であると思われる。現在の進捗を見守るべきである。

●緑風しまだ

国は、原則、健康保険証廃止の方針である。しかし、移行期にて、課題も挙げられている状況を踏まえ、国の動向を見極めたい。

●青山 真虎

マイナないので困る。

●横山 香理

もう少し様子を見て、その後、見極めたいと思う。

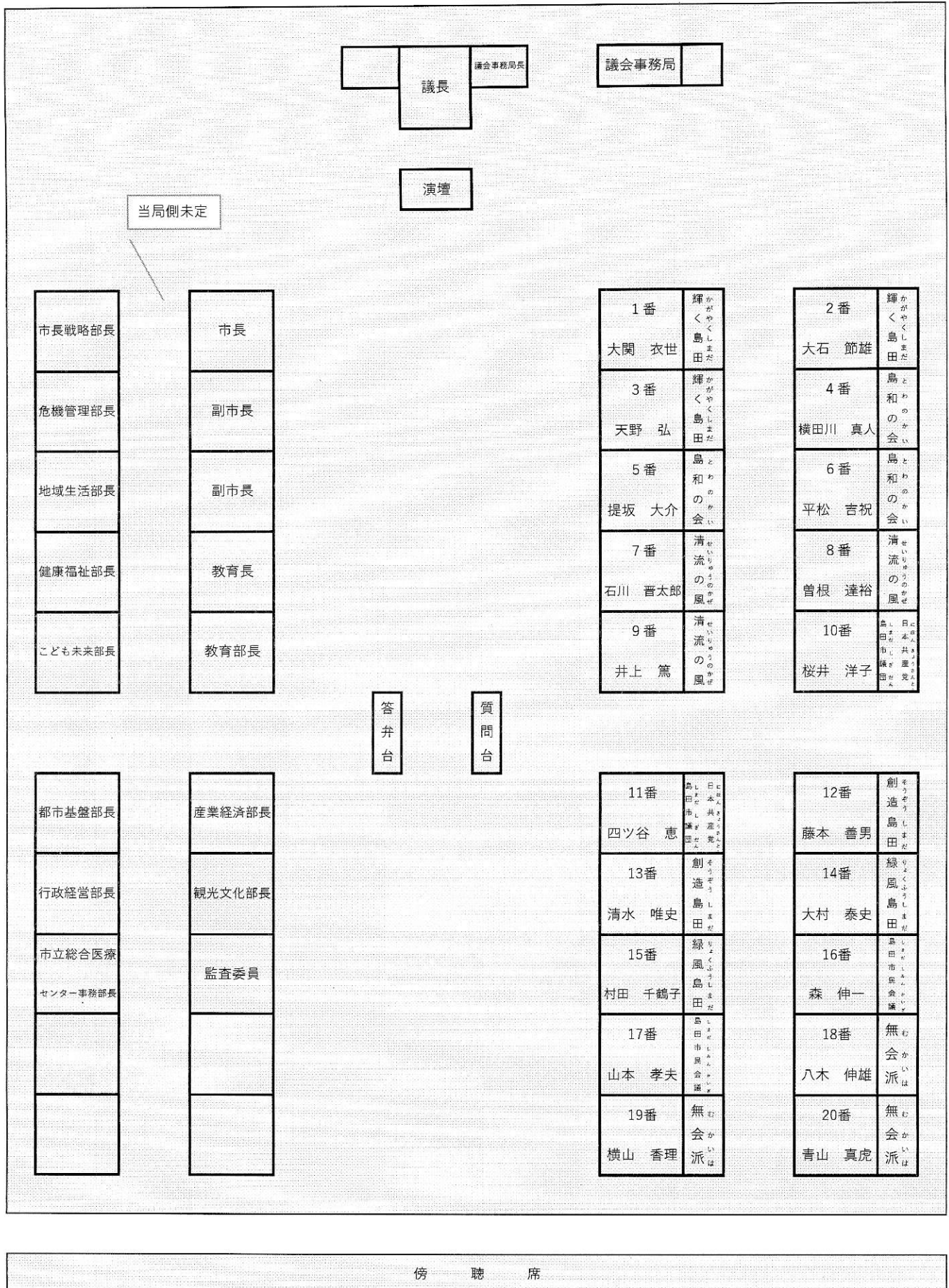
●八木 伸雄

保険証の現時点での廃止は反対。マイナンバーは推進すべき。保険証の代わりに資格証明書を発行することにより、マイナンバーカードへの移行はより遅れる。

事務手続きの負担が増大する。保険証を廃止するのではなく、マイナ移行を進めるべき。

マイナ・保険証・資格証明書の3種類では医療機関の混乱が起きる可能性がある。

新議場議席図



島田市議会規則第 号

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

島田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

島田市議会事務局処務規則（平成17年島田市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

（文書の秘密）

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

（收受文書の処理）

第10条 到着した文書のうち受け付けるべき文書は、文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前項ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

第11条中「すべて」及びただし書を削る。

第12条中「専決事項」の次に「及び軽易な事項で議長が指定したもの」を、「ただし、」の次に「特に」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市議会事務局処務規則

新 条 文

(文書の秘密)

第9条 秘密に属する事項が記載された文書は、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）に「秘」と登録をしなければならない。

(收受文書の処理)

第10条 到着した文書のうち受け付けるべき文書は、文書管理システムに受付年月日、件名その他必要事項を登録しなければならない。ただし、ポスター、パンフレット、私文書、挨拶状、簡単な報告書等で保存又は処理を要しないもの若しくは事務局長が文書管理システムへの登録の必要がないと認めるものは、この限りでない。

2 事務局長は、文書管理システムにより文書（前項ただし書に規定するものを除く。）の收受の状況を適宜確認し、必要に応じ、文書の收受及びその処理について事務局職員に指示しなければならない。

(起案文書)

第11条 起案文書は、事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第12条 事務局長は、島田市専決規程（平成17年島田市訓令甲第5号。以下「専決規程」という。）別表第1に掲げる部長等の欄の専決事項及び軽易な事項で議長が指定したものを専決することができる。ただし、特に重要又は異例に属すると認めるものは、議長の指示を受けなければならない。

対 照 表

旧 条 文

(文書の秘密)

第9条 文書の秘密に属するものは、その上部に「秘」と朱書して機宜の取扱いをしなければならない。

(受付簿への記載)

第10条 到着の文書は、すべて受付簿に記載して事務局長の査閲の上、速やかに処理しなければならない。

(起案文書)

第11条 起案文書は、すべて事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事項で議長が指定したものは、事務局長が代決することができる。

(専決事項)

第12条 事務局長は、島田市専決規程（平成17年島田市訓令甲第5号。以下「専決規程」という。）別表第1に掲げる部長等の欄の専決事項を専決することができる。ただし、重要又は異例に属すると認めるものは、議長の指示を受けなければならない。

資料 7

島田市議会規則第 号

島田市議会公印規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

島田市議会公印規則

島田市議会公印規則（平成17年島田市議会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島田市議会における公印の規格、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「公印」とは、公印台帳（別記様式）に登録されたものをいう。

（公印の保管者及び名称等）

第3条 公印の保管及び取扱いの責任者として、各公印の保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 公印の名称、形状、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は、別表第1に定めるところによる。

3 公印のひな型は、別表第2に定めるところによる。

（公印の保管）

第4条 保管者は、その管理する公印を公印箱に納めて金庫等に格納しておかなければならない。

2 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

（公印の調製等）

第5条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載し、議長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を調製し、又は改刻したときは、速やかに、公印台帳を作成しなければならない。

（公印台帳）

第6条 保管者は、前条第2項の公印台帳を整理し、保管して、公印の現況を常に明らかにしておかなければならない。

（公印の保存及び廃棄）

第7条 保管者は、改刻し、又は廃止したため不要となった公印は、使用を廃止した日から起算して3年間保存し、保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

（公印の使用）

第8条 公印を使用するときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管者の審査を受けなければならない。

(1) 電子決裁（決裁権者が、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務を行う情報処理システムをい

う。）上の電磁的記録により、その権限に属する事務について意思決定を行うことをいう。以下同じ。）を受けた文書 押印する文書を保管者に提示する方法

(2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印する文書に決裁文書を添えて、保管者に提示する方法

2 保管者は、前項第1号に規定する方法により審査をするときは、押印する文書に係る電子決裁を受けた文書を確認するものとする。

（事故の届出）

第9条 保管者は、公印について紛失、盗難等の事故があったときは、その旨を直ちに議長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
1	議会印	1	方 18	隸書	議会名をもってする文書	事務局長	1
2	事務局印	2	方 18	てん書	事務局名をもってする文書	事務局長	1
3	議長印	3	方 21	てん書	議長名をもってする文書	事務局長	1
4	副議長印	4	方 18	てん書	副議長名をもってする文書	事務局長	1
5	常任委員長印	5	方 18	隸書	常任委員長名をもってする文書	事務局長	1
6	特別委員長印	6	方 18	隸書	特別委員長名をもってする文書	事務局長	1
7	事務局長印	7	方 18	てん書	事務局長名をもってする文書	事務局長	1

別表第2 (第3条関係)

1	2	3	4
議 島 会 田 印 市	事 議 島 務 田 局 会 市	静 岡 県 島 田 市 議 会 議 長 之 印	副 田 静 議 市 岡 長 議 県 印 会 島
5	6	7	
員 員 常 長 会 任 印 委 委	員 員 特 長 会 別 印 委 委	局 議 島 長 会 田 印 務 市	

別記様式 (第2条、第5条、第6条関係)

公印台帳

印 影	公 印 の 名 称	
	公 印 保 管 者	
	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	調 製 理 由 (改刻・廃止)	
寸 法	用 途	備 考
ミリメートル		

島田市議会規則第 号

島田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市議会議長 藤本 善男

島田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

島田市議会傍聴規則（平成17年島田市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般席」の次に「、車椅子席、親子席」を加え、同条第2項を削り、同条に次の2項を加える。

2 親子席で傍聴できる者は、児童又は乳幼児（以下「児童等」という。）及び当該児童等を同伴して傍聴する者（以下「保護者」という。）に限る。

3 傍聴人の定員は、一般席39人、車椅子席2人、親子席4人及び報道関係者席9人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第3条第3項を次のように改める。

3 報道関係者その他の者で、あらかじめ議長の許可を得たものは、前2項の規定にかかわらず、指定された方法により傍聴することができる。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第2項中「児童及び乳幼児」を「児童等（保護者に同伴されて親子席に入る者を除く。）」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年10月10日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市議会傍聴規則

新 条 文
(傍聴席の区分及び定員)
第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席、親子席及び報道関係者席に分ける。
2 親子席で傍聴できる者は、児童又は乳幼児（以下「児童等」という。）及び当該児童等を同伴して傍聴する者（以下「保護者」という。）に限る。
3 傍聴人の定員は、一般席39人、車椅子席2人、親子席4人及び報道関係者席9人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、定員を変更することができる。
(傍聴の手続)
第3条 省略
2 省略
3 報道関係者その他の者で、あらかじめ議長の許可を得たものは、前2項の規定にかかわらず、指定された方法により傍聴することができる。
(議場への入場禁止)
第4条 省略
(傍聴席に入ることができない者)
第5条 省略
2 児童等（保護者に同伴されて親子席に入る者を除く。）は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
(傍聴人の守るべき事項)
第6条 省略
(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)
第7条 省略
(傍聴人の退場)
第8条 省略
(係員の指示)
第9条 省略
(違反に対する措置)
第10条 省略
第11条 省略

対 照 表

旧 条 文
(傍聴席の区分及び定員)
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
2 一般席の定員は、53人（うち車いす席の定員は、3人）とする。
(傍聴の手続)
第3条 省略
2 省略
3 報道関係者で議長から傍聴証の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。
(傍聴証の交付及び返還)
第4条 傍聴証は、会期ごとに交付する。
2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。
(議場への入場禁止)
第5条 省略
(傍聴席に入ることができない者)
第6条 省略
2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
(傍聴人の守るべき事項)
第7条 省略
(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)
第8条 省略
(傍聴人の退場)
第9条 省略
(係員の指示)
第10条 省略
(違反に対する措置)
第11条 省略
第12条 省略

島田市議会の適正な議員報酬の調査研究について

1. 令和5年5月25日、議長所信表明

『将来の議会人材確保の観点から、適正な議員報酬のあり方、議員としての責任を果たせない場合の議員報酬のあり方、政務活動費の執行率向上についても、検討をする必要があると考えている。』

議長方針

	取り組み事項	具体的取り組み	活動期間
1	将来の議会人材確保の観点から、適正な議員報酬のあり方	議員活動実態調査 外部研修受講	R5.9~12
2	議員として責任を果たせない場合の報酬のあり方	他市条例調査	R5.6~9
3	政務活動費の執行率向上の検討	令和4年度実績把握	R5.12~R6.5

2. 外部研修受講報告

受講日：令和5年8月9日(水)

研修名：適正な議員定数・議員報酬の算定方法を考える

主催者：(株)廣瀬行政経営研究所、講師：(株)廣瀬行政経営研究所代表取締役廣瀬和彦氏

2-1 議員報酬

議員報酬とは議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付であり、常勤の職員に対するものは給与で、非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近いもの。したがって、議員が職務を執行した場合に議員報酬は支払われるべきで、職務を執行しない場合には支給すべきではない、というのが議員報酬の性質。

2-2 特別職の報酬等についての通知

報酬に関する条例改正を行う場合には、第三者機関の意見を聞くなどを求める通知(昭和39年5月28日)一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連しその内容が適切とはいえないものとなっているため新たな通知が出された(昭和43年10月17日)⇒特別職の職員の給与の内容の明確化や、特別職報酬審議会に提出すべき事項が明示。

審議会に示すべき事項

- ① 近年における消費者物価上昇率※
- ② 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給与月額
- ③ 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ④ 一般職職員の給与改定の状況
- ⑤ 議会費の前5か年の一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み
- ⑥ 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- ⑦ 議会議員の活動状況

※消費者物価指数：2020年度を100とした場合、2010年度は95程度、過去10年間で+5程度の物価上昇だが、2022年度においては103と急上昇している状況。昨今の物価上昇の状況は、審議会に示すべき事項の中でも、重要な指標である。

2-3 議員報酬の現状

議員報酬の実態

市区議会の議員報酬は近年若干の増加は見られるが、自治体の人口との相関関係が強く、令和4年において人口5万未満33.5万円に対し、特別市は60.8万円、政令指定都市は79万円。人口5～10万人は39.9万円（出典：市議会議員報酬に関する調査結果・全国市議会議長会）

H25～R4 市議会議員定数・報酬状況

	議員報酬 増	議員報酬 変化なし	議員報酬 減	合 計
議員定数増	0	0	0	0
議員定数変化なし	122	197	25	344
議員定数減	201	244	23	468
合 計	323	441	48	812

※滝沢市・富谷市・那賀川市は除く

平成25年から令和4年の市議会議員定数と報酬状況の関係は、議員定数増となった自治体はゼロ。議員定数減468自治体のうち、201議会については定数減としながら議員報酬増となっているが、議員定数減、議員報酬減とした議会は23議会だった。

町村議会の令和4年の平均議員報酬月額額は21.6万円だが、その額は町村長給料の平均額73.5万円の1/3以下である。

2-4 地方議会の現状

平成25年に36.4%だった市区議会議員の専門化推移は、令和4年において47.4%に上昇し、現在は2人に1人は議員専業者である。年齢構成はこの10年間で平均年齢が58.7歳から60.0歳に上昇したが、50代以下の比率は少なく、50代以上で約8割(80.6%)を占めている。

2-5 議員報酬の減額

報酬及び費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであって、公法上の権利であるから、条例をもって報酬を支給しないことを定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄したりすることはできないとされている。例外として、報酬は役務の対価としての性質を持っているので、議会欠席、懲罰による出席停止などのように、そもそも役務の提供がない場合には、これを支給しない旨や、減額する旨を条例に規定することは問題ない。

議員報酬の減額については、全国815市議会中27%に相当する220市が条例で規定されており、支給停止の事由としては、疾病自己都合76.4%、懲罰9.1%、逮捕拘留45.9%などとなっている。

人口規模5～10万人未満の247自治体の実態

規定化の実態	欠席または出席停止議員の議員報酬減額又は期末手当の減額または支給停止の事由			
議員報酬等に関する条例で規定している	疾病や自己都合等により一定期間、議会の会議を欠席したとき	懲罰により出席停止を課せられたとき	逮捕、拘留その他の身体の拘束を受けたとき	その他
61 (24.7%)	45 (73.8%)	4 (6.6%)	25 (41.0%)	12 (19.7%)

2-6 議員報酬を考えるにあたっての考慮点、議員報酬に関する論点

考慮点は以下5項目

- ① 住民の選挙によってえられた地方公共団体の特別職
- ② 一般職の事務職員と異な任期は4年しか保証されていない
- ③ 年金が存在しない
- ④ 退職金がない
- ⑤ 議員は対外的に職業として認識されていない

論点は以下7項目

- ① 議員報酬を生活給又は生活給に準ずる金額とすべきか
- ② 議員報酬の対象となる活動を一定程度積み上げられるか
- ③ 議員報酬を増額することが議員のなり手不足解消となるか
- ④ 議員報酬と議員定数を関連付けて考える必要はあるのか
- ⑤ 政務活動費との関連を考える必要はないのか
- ⑥ 議長・副議長・委員長等の加算の必要はないのか
- ⑦ 住民に対して議員報酬についてどのように理解を得るべきか

2-7 議員報酬算定の基準方式

	議員報酬算定の基準方式	各方式のポイント
1	執行部職員給与基準方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における一般職最高給を勘案して議員報酬を考慮する、地方公共団体における特別職給与を勘案して議員報酬を考慮する、地方公共団体における議員定数と同数の執行部職員の給与を考慮するなどの考え方。 ・ 議員報酬に対する総務省・全国市議会議長会の考えが示されており、都道府県議会議員の報酬は俸給表一等級の中間にあたる額（昭和37年）、「市議会議員の報酬は市長級の概ね2分の1（昭和44年）、町村議会議長は首長給与の40～54%、副議長は33～37%、議員は30～31%（昭和53年）であることが表明され、すでに長い年月が経過しているにもかかわらずいまだにその基準に基づいた報酬額で定められている事例が全国の議会の多数を占めている。
2	長給与基準方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同方式のポイントは、長の給与を基準とする妥当性はあるのか。長の職務日数と議員の職務日数の対比から議員報酬を算定。議員の職務日数をどう算定するか
3	国会議員歳費比較方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同方式のポイントは、住民の選挙で選ばれた議員という立場では国会議員も地方議員も同等。国会における会期、本会議日数。一委員会あたりの活動日数の対比により算定。正規の議会活動以外の議員活動をどう考えるか。となるが、実績を見ると市議会の会期は衆議院の会期と比べ59.4%、本会議61.2%、常任委員会68.2%、本会議+常任委員会63.3%という状況である。

4	日当算出方式	・同方式のポイントは、長、副市長、局長、議員等の日当を算出し、議員の職務日数を勘案して算出。議員の職務日数をどう算定するかが鍵。地方議会で日当制を導入している矢祭町を勘案することとなる。
5	行政貢献度算定方式	・同方式のポイントは、議会活動及び議員活動に対する評価を第三者機関に行わせることであり、評価をする機関として特別職等報酬審議会を活用することも考えられるが、行政区長、商工会議所等の住民代表者、執行機関、学識経験者などで評価することが考えられる。
6	類似団体比較方式	同方式のポイントは、人口規模の類似する都市と比較する。人口と産業構造の類似する都市と比較する。となっている。
7	議会費固定方式	同方式のポイントは、議会費を一定の割合とする（絶対額か割合か）。新たな議会費の負担を住民に負担させるかどうか。議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連付ける。となるが、議員定数との兼ね合いが出てくるため、総額を固定すると定数の削減に、向かう懸念がある。

令和5年9月28日 議会運営委員会
作成 藤本善男